



倶知安町 景観地区条例施行 規則

ソフト事例

自治体：北海道 倶知安町

種別

無電柱化
条例

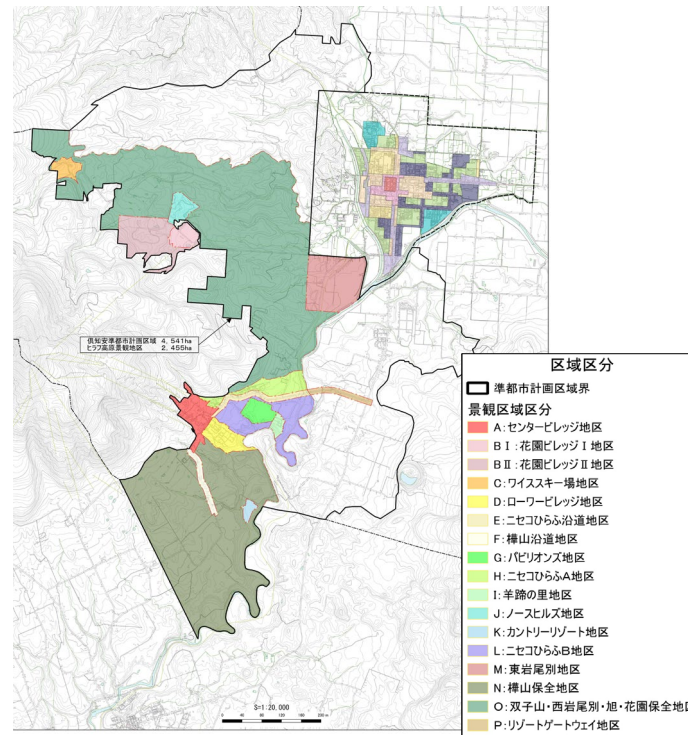
景観計画
景観地区

義務性

義務

努力
義務

推進



■ 景観地区 ヒラフ高原景観地区 総括図

● 倶知安町景観地区条例・同条例施行規則の概要

【景観地区】

景観地区：ヒラフ高原景観地区（17地区に区分、約2,455ha）。

【景観地区内における開発行為等の制限（令和6年6月施行）】

景観地区内では、条例施行規則第9条において、開発行為等の制限として、無電柱化に関する内容が規定されています。

● 倶知安町景観地区条例施行規則の無電柱化に関する記載（抜粋）

【制限の対象となる開発行為等（条例第2条第1項第2号）】

- ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち開発面積が3,000㎡以上のも
- イ 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第30条に規定する特定の開発行為のうち開発面積が3,000㎡以上のも
- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認申請を要する建築等に伴う土地の造成等

【開発行為等に係る制限の内容（無電柱化に関する規定）

（条例施行規則第9条 別表第4）】

(3) 無電柱化の整備

- 1 区域内は無電柱とする（建築確認申請を伴うものを除く）
- 2 無電柱化に伴う地上機器等の電気設備は、主要幹線道路（道道各路線、町道岩尾別南3線、及び町道花園リゾート線）から目立たない場所に配置、又は建築物内に収める等の対応とする。

● リンク

https://www1.g-reiki.net/kutchan/reiki_honbun/a075RG00000786.html